

大阪市告示第1074号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年8月3日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 港スポーツセンター 第1体育場	令和8年6月26日（金）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 港スポーツセンター 第2体育場 多目的室	令和8年6月26日（金）	正午から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）